

**藤岡市総合学習センター等の自動販売機設置事業者募集要領**  
**※随時募集**  
**(一般自動販売機)**

---

**【問合せ先】**  
藤岡市教育委員会  
生涯学習課生涯学習・市民活動係  
電話 0274-22-6888

## 藤岡市総合学習センター等の自動販売機設置事業者募集要領（一般自動販売機）

自動販売機の設置を希望される方は、この募集要領をよく読み、各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 貸付の目的

清涼飲料水等自動販売機の設置（缶、ビン、ペットボトル、又は紙パックのものに限る。）

### 2 貸付物件及び設置できる自動販売機の体積及び台数

物件番号	施設名	設置場所	設置体積	台数	種類
第1ブロック					
1	総合学習センター エントランス棟	1階入口正面	W1200×D800×H1850 以内	1	
第2ブロック					
2	市民ホール	1階南西隅	W1200×D800×H1850 以内	1	
第3ブロック					
3	鬼石多目的ホール	事務所横	W1200×D800×H1850 以内	1	

※ 貸付面積には放熱余地・転倒防止板・回収ボックス設置部分を含む。

※ 貸付については、1者につきブロック毎に1台の契約とさせていただきます。

### 3 応募者資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては藤岡市内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 市税を滞納していないこと。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 提出書類（①～④は市ホームページからダウンロードできます。）

	提出書類	法人	個人
①	応募申込書	○	○
②	誓約書	○	○
③	提案書	○	○
④	販売品目	○	○
⑤	住民票		○
⑥	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	
⑦	印鑑証明書	○	○
⑧	市税に未納がない旨の証明書	○	○
⑨	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※ 提案書は別紙添付書式により、ブロック毎に作成してください（1ブロックについて1つの提案とします）。すべてのブロックに応募できますが、貸付はブロック毎に1者につき1物件（1台）の契約とさせていただきます。

※ ⑤、⑥、⑦、⑧については、発行後3か月以内の原本とし、1者1部のみ提出してください。

※ 提出書類は返却しませんので、御了承ください。

※ 複数物件を申込み場合には、提案書は物件ごとに提出してください。

## 5 提案書等の提出及び提出方法

### (1) 提出

令和4年4月4日(月)から随時募集(ただし、土・日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

※ 提出期間内に提出先へ必要な書類を直接持参するものとし、郵送、電話、ファックス又はインターネットによる受付は行いません。

### (2) 提出先

群馬県藤岡市藤岡1485

藤岡市教育委員会 生涯学習課 生涯学習・市民活動係

※ なお、不明な点がある場合には、電話(0274-22-6888)にてお問い合わせください。

## 6 審査方法及び審査結果の通知

審査は、書類審査とします。

設置条件を全て満たすことを前提とした上で、総合学習センター、藤岡市民ホール、鬼石多目的ホールの3ブロックにおいてブロックごとに採点を行い、上位者を各施設の自動販売機設置者として決定します。(別紙決定例参照)

審査結果については、各応募者に文書で通知します。

主な審査項目

- ・市に対して支払う貸付料
- ・故障時、緊急時の対応
- ・販売品の種類
- ・販売予定の商品群及び小売価格について(主力商品や代表商品等とその販売予定価格など)
- ・定例の売上報告に係る自動販売機における売上管理の方法について(電子処理による方法の可否など)
- ・環境への配慮について(CO2排出や省エネ、ノンフロン対応など)
- ・安全・福祉への配慮について(バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン導入など)
- ・市内の景観への配慮について(塗装や造作物設置など)
- ・自動販売機のフルメンテナンス対応について(商品・釣銭補充、売上金集金、空容器回収、トラブルサポートなど)
- ・空容器の回収等について(空容器回収箱の設置アイデアなど)
- ・上記以外、独自の企画提案内容について

※ なお、審査結果の内容等に関するお問い合わせには応じられません。

## 7 設置条件等

### (1) 契約

本件の契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定により行政財産の貸付となり、契約は民法(明治29年法律第89号)第601条により賃貸借契約となります。

### (2) 貸付期間

物件番号1・3 設置日～令和9年3月31日

物件番号2 設置日～令和8年3月31日

(自動販売機の搬入及び設置日については、採用決定後生涯学習課と協議のうえ決定するものとします。)

### (3) 設置者費用負担

#### ア 電気料

設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)により検査に合格したものに限る。)により計測した電気使用量を基に、藤岡市が計算した額とする。

#### イ 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担とする。

電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

なお、設置にあたっては、藤岡市の指示に従うものとする。

#### ウ 貸付料

貸付料は、自動販売機売上額（消費税相当額を含む。）の11パーセント以上の乗率をご提案いただき、その乗率をかけた金額を貸付料とします。貸付料の納付については、四半期ごととし、四半期終了翌月の10日までに売上報告書をご提出いただきます。その売上実績を基に納付書を作成のうえ、送付しますので、当月末日までに納めていただきます。

（例）貸付料＝4月～6月の売上額（消費税相当額を含む。）×○○%

7月10日までに報告書提出 7月31日までに貸付料納付

#### （4）自動販売機の設置

ア 本体規格については、原則として物件ごとに記載した大きさ以内のものとしします。

イ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際には、できる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

ウ 特に屋外物件については、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めてください。

#### （5）自動販売機の機能

ア 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種としてください。

イ ノンフロン対応機としてください。

ウ 指定した設置面積に対応できる機種があれば、できる限りユニバーサルデザインの機種とするよう努めてください。

エ 音楽又は音声等を発する場合、周囲に迷惑をかけない程度の音量にしてください。

#### （6）維持管理

ア 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などは、設置者の責任において行ってください。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

ウ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

エ 自動販売機の販売品の売価は、標準小売価格の10円引きの価格で販売してください。なお、提案書に提示した価格を変更する場合には、市の承認が必要となります。

（例）ペットボトル飲料：標準小売価格150円の場合→140円で販売

缶入り飲料：標準小売価格120円の場合→110円で販売

#### （7）禁止事項

ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

エ 酒類の販売を行うことはできません。

### 8 参考データ（施設の概要）

#### （1）第1ブロック エントランス棟

ア 開庁時間 午前9時～午後10時（日曜日、国民の祝日に関する法律の休日に当たるときは、午後5時まで）

イ 利用可能日 第1月曜日、第3日曜日及び年末年始を除く毎日。

ウ 利用者数 66,999人（令和元年度実績）

32,786人（令和2年度実績）

#### （2）第2ブロック 藤岡市民ホール

ア 開庁時間 午前9時～午後10時（夜間利用がある場合）

イ 利用可能日 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律の休日に当たるときは、この日後に

最も近い休日でない日) 及び年末年始を除く毎日。

- ウ 利用者数 35,571人(令和元年度実績)  
5,932人(令和2年度実績)

(3) 第3ブロック 鬼石多目的ホール

- ア 開庁時間 午前9時～午後10時(夜間利用がある場合)

- イ 利用可能日 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律の休日に当たるときは、この日後に最も近い休日でない日) 及び年末年始を除く毎日。

- ウ 利用者数 19,126人(令和元年度実績)  
10,273人(令和2年度実績)

資料1 エントランス棟1階平面図

資料2 藤岡市民ホール平面図

資料3 鬼石多目的ホール平面図